

## 「放課後子ども総合プラン」の推進状況等について

文部科学省と厚生労働省は、共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、両事業の一体的な取組を中心として、「放課後子ども総合プラン」（平成26年7月策定）を推進しています。

このたび、文部科学省、厚生労働省の両省で、両事業の一体的な取組の推進に資することを目的として、全国の都道府県・市町村に対し、「放課後子ども総合プラン」の進捗状況について調査を実施し、その結果を取りまとめました。

### 1. 調査内容

- 1) 調査対象：全都道府県、市町村（政令指定都市、中核市及び特別区を含む。以下に同じ。）における平成28年3月末の「放課後子供教室」及び「放課後児童クラブ」の一体的な取組等の実施状況
- 2) 調査項目：放課後子供教室及び放課後児童クラブの実施状況、両事業の一体的な取組の実施状況、課題、総合教育会議の活用状況等

### 2. 調査結果のポイント

- 同一小学校内等で放課後子供教室と放課後児童クラブを実施しているのは、5,219か所です。このうち、3,549か所において、両事業の共通プログラムを実施（「一体型」※）しております。
- 小学校内等とそれ以外の施設、又は小学校内等以外の複数の施設において共通プログラムを実施しているのは、2,044か所です。
- 放課後子供教室と放課後児童クラブの一体的な取組を進める上での課題として、人材の確保が困難であること（都道府県:83.0%、市町村:62.1%）、小学校内に余裕教室がないこと（都道府県:59.6%、市町村:47.0%）、一体型を実施するための設備が不十分であること（都道府県51.1%、市町村:37.7%）等が挙げられています。

※一体型：同一の小学校内等（小学校と隣接する場所を含む）で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムにも参加できるもの（共通プログラムを実施しているもの）

- 放課後子供教室に関すること  
文部科学省生涯学習政策局  
社会教育課地域・学校支援推進室  
室長：渡辺 室長補佐：下田  
地域学習活動推進係長：美野  
電話：03-5253-4111（代表）（内線3261）  
03-6734-3260（直通）
- 放課後児童クラブに関すること  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課  
少子化総合対策室  
室長：野村 室長補佐：大津  
健全育成係長：堀内  
電話：03-5253-1111（代表）（内線7909）  
03-3595-2593（直通）

## 調査目的

文部科学省と厚生労働省は、共働き家庭等のいわゆる「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、両事業の一体的な取組を中心として、「放課後子ども総合プラン」（平成26年7月策定）を推進。

このたび、両事業の一体的な取組の推進に資することを目的として、文部科学省、厚生労働省の両省で、全国の都道府県・市町村に対し、「放課後子ども総合プラン」の進捗状況の調査を実施したものの。

## 調査対象

全ての都道府県及び市町村（政令指定都市、中核市及び特別区を含む。以下同じ）における平成28年3月末の「放課後子供教室（※1）」及び「放課後児童クラブ（※2）」の一体的な取組等の実施状況。

※1 「放課後子供教室」：本調査においては、文部科学省から「学校・家庭・地域連携協力推進事業費」の交付を受けて実施している放課後子供教室

※2 「放課後児童クラブ」：児童福祉法第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づく放課後児童健全育成事業

## 調査項目

1. 放課後子供教室及び放課後児童クラブの実施状況
2. 放課後子供教室及び放課後児童クラブの一体的な取組等の実施状況
  - ① 同一小学校内等で両事業を実施している数
  - ② 小学校内等とそれ以外の施設、又は小学校内等以外の複数の施設において共通プログラムを実施している数
  - ③ 小学校内等以外の同一施設で両事業を実施している数
3. 放課後子供教室及び放課後児童クラブの一体的な取組を進める上での課題
4. 総合教育会議の活用による総合的な放課後対策についての検討状況
5. 放課後子供教室及び放課後児童クラブが未実施の理由

## 調査結果

### 1. 放課後子供教室及び放課後児童クラブの実施状況

#### ① 主な実施場所

区分	放課後子供教室		放課後児童クラブ	
	数	割合	数	割合
場所	9,608	100.0%	21,972	100.0%
小学校	7,431	77.3%	11,898	54.1%
児童館	320	3.3%	2,437	11.1%
公民館等	1,629	17.0%	1,728	7.9%
民家・アパート等	18	0.2%	1,223	5.6%
団体集会場	56	0.6%	168	0.8%
保育所	9	0.1%	964	4.4%
幼稚園	8	0.1%	285	1.3%
認定こども園	1	0.01%	202	0.9%
空き店舗	8	0.1%	272	1.2%
公有地専用施設	0	0%	1,290	5.9%
私有地専用施設	0	0%	1,090	4.9%
その他	128	1.29%	415	1.9%

※本調査では、放課後子供教室を実施している場所数で集計しているため、文部科学省の「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」における放課後子供教室の実施状況（活動単位で整理）と異なる。

#### ② 実施市町村数

	実施市町村数(※)	実施率(※)
放課後子供教室	1,076	61.8%
放課後児童クラブ	1,586	91.1%

※実施率は平成28年6月1日の全市町村数（1,741）に対する割合。

## 2. 放課後子供教室及び放課後児童クラブの一体的な取組等の実施状況

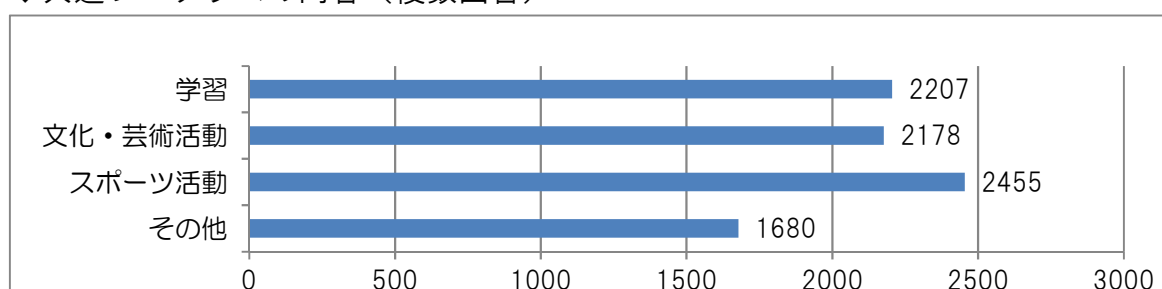
### ① 同一小学校内等で両事業を実施している数

区分	実施箇所数	実施市町村数	実施率(※2)
同一小学校内等(※1)で両事業を実施	5,219	356	20.4%
うち共通プログラムを実施	3,549	209	12.0%

※1 小学校と隣接（通りを挟んだ向かい側等）する場所を含む。

※2 実施率は平成28年6月1日の全市町村数（1,741）に対する実施市町村の割合。

#### ◆共通プログラムの内容（複数回答）

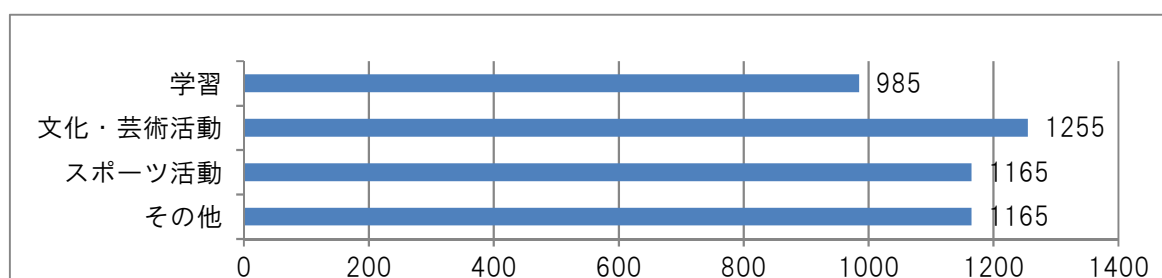


### ② 小学校内等とそれ以外の施設、又は小学校内等以外の複数の施設において共通プログラムを実施している数

区分	実施箇所数	実施市町村数	実施率(※)
小学校内等とそれ以外の施設、又は小学校内等以外の複数の施設において共通プログラムを実施している数	2,044	217	12.5%

※実施率は平成28年6月1日の全市町村数（1,741）に対する実施市町村の割合。

#### ◆共通プログラムの内容（複数回答）



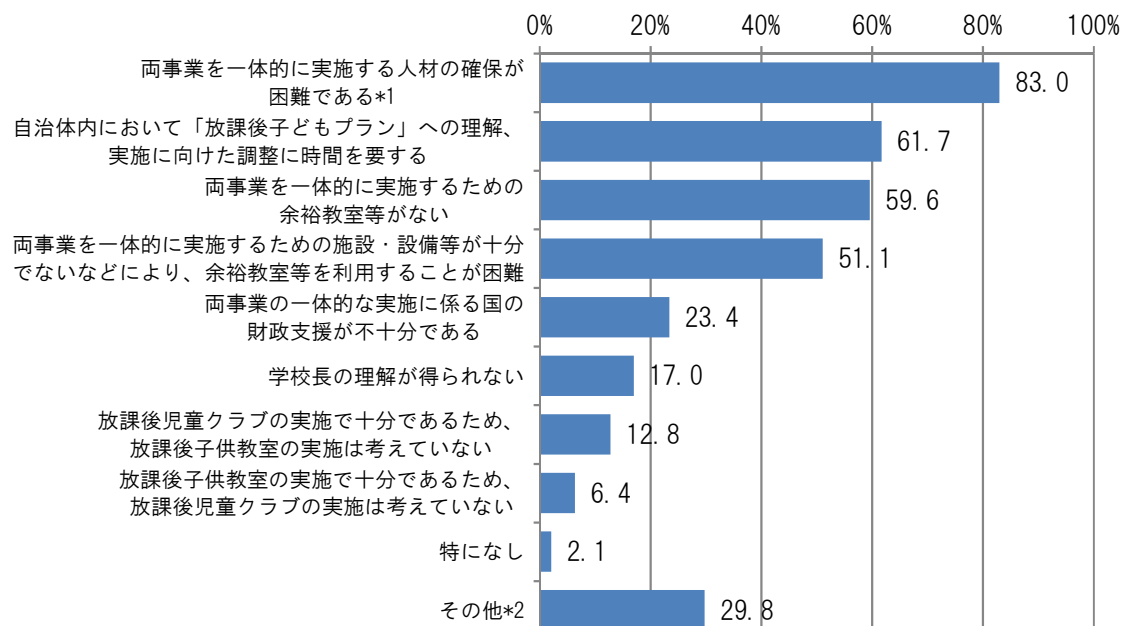
### ③ 小学校内等以外の同一施設で両事業を実施している数

区分	実施箇所数	実施市町村数	実施率(※)
小学校内等以外の同一施設で両事業を実施	388	63	3.6%

※実施率は平成28年6月1日の全市町村数（1,741）に対する実施市町村の割合。

### 3. 放課後子供教室及び放課後児童クラブの一体的な取組を進める上での課題

#### <都道府県における課題> (複数回答)

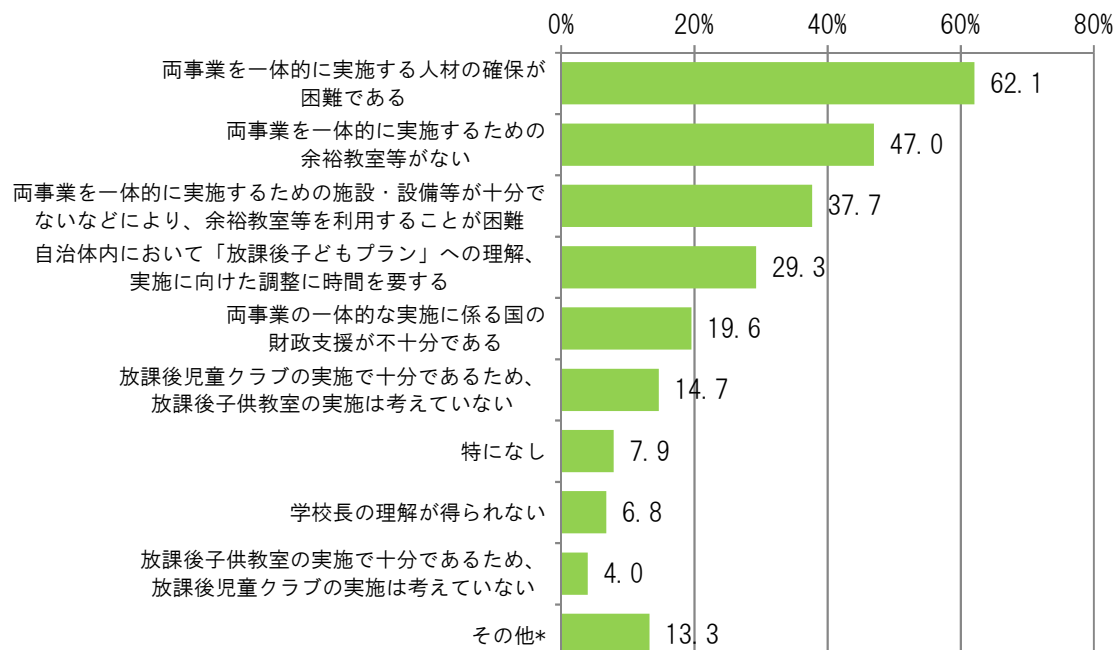


※放課後子供教室及び放課後児童クラブの実施の有無に関わらず全ての都道府県が回答

\*1 両事業それぞれの人材の確保が困難であることも含む

\*2 その他：双方の運営形態が異なること、事故があった際の責任の問題、実施日が合わないこと、等

#### <市町村における課題>



※放課後子供教室及び放課後児童クラブの実施の有無に関わらず全ての市町村が回答

\* その他：担当間の調整が難しいこと、事故があった際の責任の問題、実施日が合わないこと、同様の事業を市町村独自の事業として実施しているため実施していないこと、等

#### 4. 総合教育会議の活用による総合的な放課後対策についての検討状況

##### <都道府県>

区分	回答都道府県数	回答割合(※)
総合教育会議において、放課後子供教室と放課後児童クラブの一体的な実施等、総合的な放課後対策の在り方について検討している	12	25.5%

※回答割合は、全都道府県に対する割合。

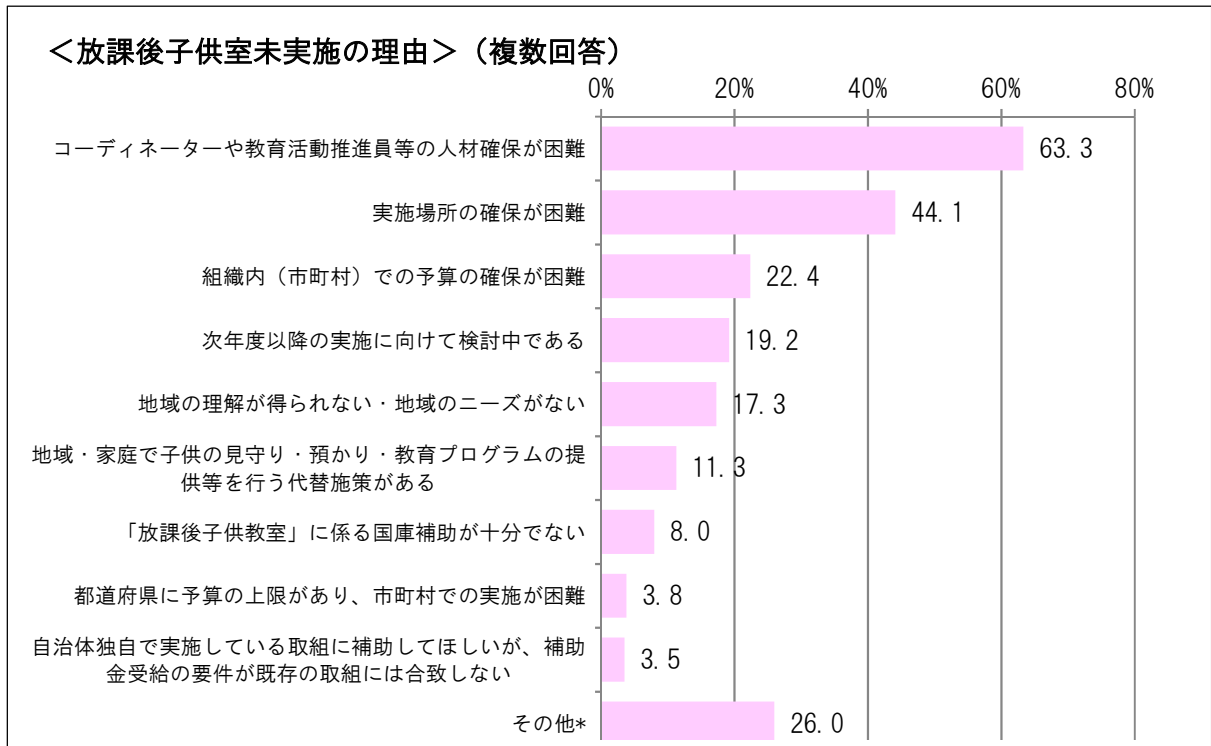
##### <市町村>

区分	回答市町村数	回答割合(※)
総合教育会議において、放課後子供教室と放課後児童クラブの一体的な実施等、総合的な放課後対策の在り方について検討している	236	13.6%

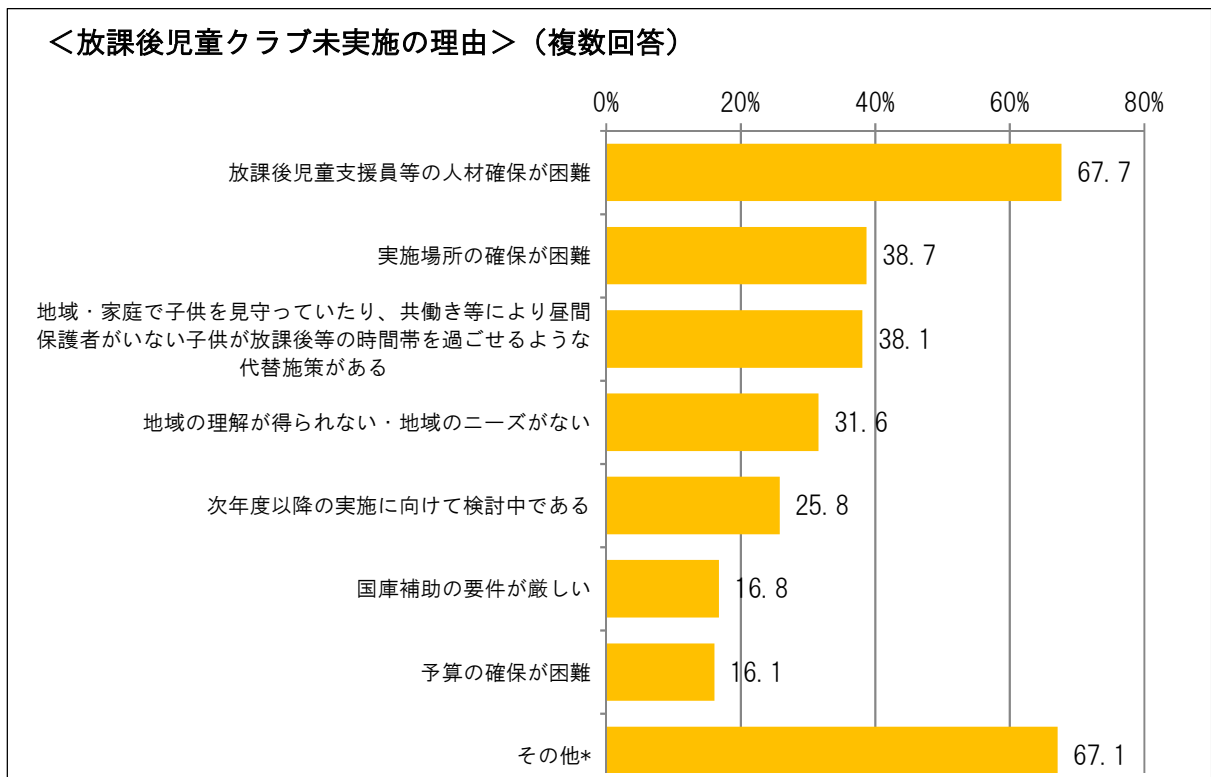
※実施率は平成28年6月1日の全市町村数(1,741)に対する実施市町村の割合。

- ◆ 総合教育会議において検討している場合、その議題について(自由記述より抜粋)
  - 放課後子供教室と放課後児童クラブの連携及び一体的な運営の推進について
  - 一体的な実施の在り方について。
  - 両事業の一体的な運用に向けた課題の整理、今後の取組の方向性。
  - 知事部局と教育委員会で協力し、学校の余裕教室の利用促進について。
  - 教育大綱を策定する中で、学校・家庭・地域が協働で取り組む教育の推進について(地域ぐるみの子育ての実現など)。
  - 放課後や長期休業時の居場所や学習について。
  - 地域や社会教育等における学校施設の有効活用について。
  - 地域の方々の参画を得ながら学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取組を実施できるような行動プログラムの作成について。
  
- ◆ 総合教育会議において検討していない場合、その理由について(自由記述より抜粋)
  - 「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進委員会」が、放課後子ども総合プランの推進委員会を兼ねており、その会議の中で協議しているため。
  - 総合的な放課後対策の在り方等については、「放課後子ども総合プラン推進協議会」の場において協議している。
  - 他の会議体を利用しているため。
  - 現在は大綱や計画に関する議論が中心となっているため。
  - 現在は学校、家庭、地域で連携して子供を育てることの必要性について協議を進めている。今後、総合的な放課後対策の在り方についても協議の見込み。
  - 総合教育会議において今後協議予定。
  - 「放課後子供教室」と「放課後児童クラブ」の両事業を教育委員会が所管し、設置・運営を進める市町を一元的に支援しているため。

## 5. 放課後子供教室及び放課後児童クラブが未実施の理由



\*その他：放課後児童クラブだけで対応できているため、実施を検討中、実施に向けて準備中、等



\*その他：近隣の小学校区の児童クラブに行っていたり合同で実施しているため、実施を検討中、児童が少なくなったためニーズがないため、放課後子供教室だけで対応できているため、等